平成２９年（フ）第８３５号
愛知県東海市横須賀町二ノ割15番地　グレース横須賀103号
債務者　村瀬　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８７号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番６―208号
債務者　副島美佐子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９６号
神戸市東灘区深江北町３丁目８番７号
債務者　中川　佳樹
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０２号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番32―303号
債務者　大里　聖彦
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３７号
神戸市須磨区須磨寺町１丁目10番４号、従前の住所神戸市須磨区潮見台町５丁目３番５―316号
債務者　浅枝　記子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市野比１丁目51番11号　ウィル・ユー201
債務者　鎌田　　昭
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市武１丁目18番17―102号
債務者　原田いつ子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市繁多川１丁目21番30号　西銘アパートＡ－１
債務者　野原　静子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２５号
沖縄県那覇市具志１丁目２番１号　くにアパート206
債務者　蒔田　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目14番26号　コーポ親泊Ⅱ202
債務者　義元健太郎
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６３２号
愛知県春日井市牛山町797番地29
債務者　古賀　康彦
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６９号
名古屋市天白区高宮町809番地の４
債務者　太田麻梨子（旧姓丹羽・大塚）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０号
熊本市南区日吉２丁目９番59―101号　ＵＫハイツ、前住所熊本市南区近見１丁目８番３号　レオパレスサンライズマンション近見町205号
債務者　宮崎　知仁
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
熊本市東区八反田２丁目14番21号　サルヴァトーレ長嶺307
債務者　岩坂　伸治
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地（尾崎団地Ｃ６棟　6202）、前住所岐阜市茜部中島２丁目47番地２ＶｉＶｉ．ＨＯＵＳＥ茜部Ａ115号室
債務者　白土　泰介
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４４０１号
東京都北区西ケ原１丁目64―10―201
債務者　須郷　一利
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部